改正後	改正前
ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者	ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
ハ～ヘ　（略）	ハ～ヘ　（略）

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第十条　倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（倉庫管理主任者の要件） **第九条**　（略） ２　倉庫業者は、次の各号のいずれかに該当する者を倉庫管理主任者として選任してはならない。 一　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二　（略）	（倉庫管理主任者の要件） **第九条**　（略） ２　倉庫業者は、次の各号のいずれかに該当する者を倉庫管理主任者として選任してはならない。 一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二　（略）

（都市計画法施行規則の一部改正）

第十一条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体） **第十三条の三**　法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 一　（略） 二　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。 イ　（略）	（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体） **第十三条の三**　法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 一　（略） 二　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。 イ　（略）

改正後	改正前
ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者	ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
ハ・ニ　（略）	ハ・ニ　（略）

（国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員の要件） **第十一条**　法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 一　（略） 二　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　（略） ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ハ～ヘ　（略）	（法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員の要件） **第十一条**　法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 一　（略） 二　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　（略） ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ハ～ヘ　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式並びに第四条の規定による改正前の建築基準法施行規則別記第五十一号様式及び別記第六十号の二様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3　この省令の施行前にした行為により禁錮以上の刑に処せられた者が建築基準法施行規則第十条の十二（同令第十条の十五の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により届け出る様式については、第四条の規定による改正後の建築基準法施行規則別記第五十六号様式及び別記第六十号の七様式にかかわらず、なお従前の例による。